

令和6年度寒河江市スマート農業推進事業費補助金

市内在住の農業者が、アシストスーツ、電動剪定はさみ、ロボット草刈機、ドローンを購入する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

◇補助対象者等一覧

対象者区分	対象経費	補助率	採択件数
経営面積が10a以上の農業者（販売農家）又は農業法人でアシストスーツを導入しようとする方	アシストスーツ 1台の取得費用	税抜価格の3分の1以内 または20万円のいずれか 低い額以内の額	3件程度
経営面積が30a以上の農業者（販売農家）又は農業法人で電動剪定はさみを導入しようとする方	電動剪定はさみ 1台の取得費用	税抜価格の3分の1以内 又は10万円のいずれか 低い額以内の額	5件程度
経営面積が50a以上の農業者（販売農家）又は農業法人でロボット草刈機を導入しようとする方	ロボット草刈機 1台の取得費用	税抜価格の3分の1以内 又は20万円のいずれか 低い額以内の額	4件程度
経営面積が50a以上の農業者（販売農家）又は農業法人で農薬散布用ドローンを導入しようとする方	農薬散布用のド ローン1台の取 得費用	税抜価格の3分の1以内 又は30万円のいずれか 低い額以内の額	2件程度

◇申請方法

- ✓ お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。
- ✓ 予算額を超過する場合は、次の基準により採点し補助金交付対象者を決定します。
 - ・ 認定農業者
 - ・ 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体
 - ・ 栽培面積の多い方
 - ・ 当該事業の過去の使用状況、申込状況等

※交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。

◇申請期間 令和6年5月31日（金）までお申し込みください。